



人権の花を咲かせよう ⑦

人権の花運動 (ハナミズキの木)

人権の花運動は、主に小学生を対象に、子どもたちが協力して花や樹木を育てることにより、命

の大切さに気づき、自分や他の人の人権を大切にすることになってほしいとの願いから、

法務局と人権擁護委員協議会が、人権啓発活動として昭和57年度から全国で実施しています。

多くの地域では、花や球根から育てることが多い中、市ではハナミズキを人権の花として、苗木から育て、活動に取り組んでいます。

ハナミズキは、友情の木とも言われています。その由来は、明治45(1912)年、当時の東京市がアメリカ合衆国へサクラを贈呈した返礼として、大正4(1915)年に日本に贈られたのがハナミズキであったことによりです。

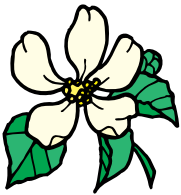
お互いを思いやる気持ち、友

情を育む木として、平成12年度から市内の小学校へその苗木を贈呈しています。本年度は、広島法務局尾道支局と尾道人権擁護委員協議会と連携し、10月から11月にかけて、木原小学校、小坂小学校、南方小学校、和木小学校の4校へ贈ります。

人権の花贈呈時には、植樹の後、人権擁護委員による人権教室が開かれ、子どもたちと一緒に命や思いやりの大切さについて考える学習をしています。

人権の花運動の取り組みを通して、子どもたちだけでなく、市民一人ひとりも、思いやりの心を持ち、かけがえのない命を大切にし、お互いの人権を尊重しあう社会を作りましょう。

(人権啓発広報編集委員会)



人権標語

(小学3年生の作品)

みつめよう自分の心 考えよう友だちの思い



布団のクリーニングのつもりが...

《相談内容》

4日前に「お宅は羽毛布団を購入されていますね。アフターサービスとして無料でクリーニングをします」と電話があったので、翌日業者に来てもらった。訪問した業者に布団を見せると「布団がダニだらけでこのまま使うと病気になる。下取りするから」と言われて、40万円もする高額な布団を買わされ、今まで使っていた布団を持ち帰られた。新しい布団の代金と前の布団を返してほしい。

《アドバイス》

今回の場合、布団を契約してから8日以内だったので、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。相談者には、クーリング・オフと使っていた布団を返すよう書面を出すことを助言しました。

この手口は点検商法の一つです。あらかじめ電話を入れ、消費者に購入した布団のアフターサービスと勘違いさせ、警戒心を解きます。消費者は訪問

消費生活相談

した業者に何の疑いも無く布団を見せます。すると業者は、「ダニだらけ」とか「カビだらけ」と言って不安をあおり、高額な布団を売りつけたり、打ち直しサービスを契約させたりします。「下取りするから安い」と言っ、今まで使っていた布団を持ち帰ることさえあります。布団のメーカーが個々の家に「アフターサービスします」と電話をすることは考えにくいものです。

無料や格安という言葉に惑わされず、そのような電話があった場合、「要らない」とハッキリ断ることが大切です。「いいです」「結構です」は業者に「はい」の意味で取られます。

お知らせ

10月1日から消費生活相談室は消費生活センターに名称変更します。

消費生活センター(市役所本庁5階)
☎0848676410

とき 12日を除く月～金曜日
9時～12時、13時～16時

10月の消費生活巡回相談
9日(金) 14時～16時

本郷支所
16日(金) 14時～16時

久井保健福祉センター
23日(金) 10時～12時

大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848676072 FAX 0848641003

